

北見市告示第 265 号

都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 10 月 30 日

北見市長 辻 直 孝



- 1 都市計画の種類
下水道

- 2 都市計画を定めた土地の区域
 - ア 名称 北見公共下水道
 - イ 位置
 - (ア) 排水区域を変更した土地の区域
 - ・ 拡大した区域
北見市広郷の一部
 - ・ 縮小した区域
北見市広郷、上ところ及び川東の一部

- 3 縦覧場所
北見市上下水道局下水道課